（前のページより続き）

特殊法人等
平成二十二年度会計検査院共済組合の決算、企業年金基金変更関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省　令

○総務省令第百五十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、総務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日

総務大臣　川端　達夫

総務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

総務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十九年総務省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四号」を「第二号」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第三項中「第九項」を「第十項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十一月三十日から施行する。

○総務省令第百五十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日

総務大臣　川端　達夫

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号第2の注18を次のように改める。

18　17の欄の記載は、次によること。

(1)　「何（又は免許人）所属何固定局」等のように記載すること。

(2)　個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

(3)　気象援助局（設備規則第54条の２の２に規定する条件に適合する無線局に限る。）については、申請に係る無線局の通信の相手方である受信設備の設置場所が常時一の陸上の場所である場合は、通信の相手方に「（固定観測）」を付記すること。

(4)　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である衛星基幹放送局等、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなったときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「（何）系衛星」のように記載することができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、法務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日

法務大臣　平岡　秀夫

法務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

法務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成二十一年法務省令第五十四号。以下「特区省令」という。）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附則第三条中「現に」の下に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）第十条の規定による改正前の」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号。以下この項において「二次一括法」という。）第十条の規定による改正前の構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下この項において「特区法」という。）第四条第八項の規定による認定を受けている地方公共団体は、この省令による改正後の特区省令第二条の規定の適用については、二次一括法第十条の規定による改正後の特区法第四条第九項の規定による認定を受けているものとみなす。

○厚生労働省令第百四十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条、第四条第一項、第五条及び第六条中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。